

○一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）

改 正	現 行
自旅第128号	自旅第128号
自環第241号	自環第241号
制定 平成11年12月13日	制定 平成11年12月13日
国自旅第35号	国自旅第35号
一部改正 平成13年3月29日	一部改正 平成13年3月29日
国自旅第159号	国自旅第159号
一部改正 平成14年1月30日	一部改正 平成14年1月30日
国自旅第69号	国自旅第69号
一部改正 平成14年7月1日	一部改正 平成14年7月1日
国自総第138号	国自総第138号
一部改正 平成16年6月30日	一部改正 平成16年6月30日
国自旅第76号	国自旅第76号
一部改正 平成17年4月28日	一部改正 平成17年4月28日
国自旅第23号	国自旅第23号
一部改正 平成18年1月20日	一部改正 平成18年1月20日
国自旅第226号	国自旅第226号
一部改正 平成18年1月20日	一部改正 平成18年1月20日
国自旅第183号	国自旅第183号
一部改正 平成18年9月29日	一部改正 平成18年9月29日
国自旅第107号	国自旅第107号
一部改正 平成19年7月25日	一部改正 平成19年7月25日
国自旅第117号	国自旅第117号
一部改正 平成20年6月27日	一部改正 平成20年6月27日
国自旅第146号	国自旅第146号
一部改正 平成21年9月29日	一部改正 平成21年9月29日
国自旅第271号	国自旅第271号
一部改正 平成25年10月31日	一部改正 平成25年10月31日
国自旅第436号	国自旅第436号
一部改正 平成26年1月24日	一部改正 平成26年1月24日
国自旅第172号	国自旅第172号
一部改正 平成26年10月10日	一部改正 平成26年10月10日
国自旅第200号	国自旅第200号
一部改正 平成28年11月1日	一部改正 平成28年11月1日
国自旅第295号	国自旅第295号
一部改正 平成28年12月20日	一部改正 平成28年12月20日
国自旅第363号	国自旅第363号
一部改正 平成29年2月28日	一部改正 平成29年2月28日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
 - (1)～(8) (略)
 - (9) 安全投資計画
 - ① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ)～(ヌ)のそれぞれについて記載するものとする。
 - (イ) 更新までの期間における事業の展望
 - (ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要
 - (ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数
 - (ニ) 車両取得予定台数及び保有車両台数
 - (ホ) 車両の点検及び整備に関する計画
 - (ヘ) ドライブレコーダーの導入計画
 - (ト) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画
 - (チ) 公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画
 - (リ) 認定事業者による運輸安全マネジメント評価計画
 - (ヌ) その他安全の確保に対する投資計画
 - ② 安全投資計画は許可を受けようとする日を含む事業年度開始の日から、当該許可の有効期間満了の日までの事業年度ごとの計画とする。
 - (10) 事業収支見積書
 - ① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ヘ)のそれぞれについて記載するものとする。
 - (イ) 営業収益
 - (ロ) (9) ① (ハ)～(ヌ)に係る費用

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
 - (1)～(8) (略)(新設)

(ハ) 適正化機関に納入する負担金の額

(二) 営業外収益

(ホ) 営業外費用

(ヘ) 他事業からの繰入

② (9) ① (ハ) ~ (ヌ) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。

④ 許可を申請する年の直近 1 事業年度において申請者の財務状況が債務超過ではないこと。

⑤ 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有しているかどうかについて、専門的な知見を有する者から見て適切なものであること。

(11) 資金計画

(略)

(12) 法令遵守

(略)

(13) 損害賠償能力

(略)

(14) 許可等に付す条件等

①~③ (略)

④ 許可に際しては、次回の許可更新期限を明記することとする。

(15) 申請時期

(略)

(16) その他

(略)

(9) 資金計画

(略)

(10) 法令遵守

(略)

(11) 損害賠償能力

(略)

(12) 許可等に付す条件等

①~③ (略)

(新設)

(13) 申請時期

(略)

(14) その他

(略)

(新設)

2. 事業許可の更新 (法第 8 条)

(1) 1. (1) ~ (14) ((10) ④、(11) 及び (12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査すること。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、1. (12) ①については確認しないものとする。

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の (イ) 及び (ロ) を提出させることとする。

(イ) 安全投資実績

(ロ) 事業収支実績報告書

(3) (1) に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし (イ) については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近 1 事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近 3 事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限 (禁止) の処分を

受けている場合

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

(4) 申請手続

① 申請先については、主たる事務所が存する土地を管轄する運輸監理部又は運輸支局に提出するものとする。

② 申請時期については、別途地方運輸局が定めるものとする。

(5) 更新時期の通知

地方運輸局は更新の対象となる事業者に対してあらかじめ通知するものとする。

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1)～(15)((12)並びに(14)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

4. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

(3) 事業許可の更新期限については、以下のとおりとする。

① 譲渡人及び譲受人のいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲受人の更新期限とする。

② 譲渡人のみが一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲渡人の更新期限とする。

5. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)、(3) (略)

(4) 事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。

(5) 分割又は相続に係る事業許可の更新期限については、被承継人等の更新期限とする。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1)～(9)、(11)～(13)((12)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (9)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(13)の定めるところに準じて審査すること。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1. (9)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

(新設)

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1. (1)～(13)の定めるところに準じて審査すること。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (9)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)、(3) (略)

(新設)

(新設)

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）
（略）

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）
（略）

8. 許可又は認可に付した条件の変更等
上記1.～5.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めるところにより審査すること。

9. 挙証等
（略）

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1（10）②、2（2）①及び2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）
（略）

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）
（略）

7. 許可又は認可に付した条件の変更等

上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査すること。

8. 挙証等
（略）

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1（10）②、2（2）①及び2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整

について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自旅第146号)
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成25年10月31日 国自旅第271号)
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第436号)
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年10月10日 国自旅第172号)
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成28年11月1日 国自旅第200号)
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1.(12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成28年12月20日 国自旅第295号)
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成29年 2月28日 国自旅第363号)
1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書は平成29年6月30日までに提出するものとする。
3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。
4. 2.(2)については、事業許可の初回更新時にも適用するものとする。

備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自旅第146号)
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成25年10月31日 国自旅第271号)
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第436号)
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年10月10日 国自旅第172号)
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成28年11月1日 国自旅第200号)
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1.(12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成28年12月20日 国自旅第295号)
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

5. 2. (3)(ロ)及び(ハ)については、平成29年3月31日までに許可を受けていたものに限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。
6. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を受けた者にとっては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1.(9)及び(10)は適用しないものとする。